裁判員制度

すっとわかる、裁判員制度なるほどブック



裁判員制度広報キャラクター
さいニャン

はじめに


裁判所から手紙が来た！
なになに・・・「裁判員」？
そういえば、前にも裁判所から
手紙が来ていたような…
「裁判員等選任手続
期日のお知らせ」…？
私、裁判員に選ばれたの！？
今はまだ、裁判員に
選ばれてはいないよ！
これから裁判員を選ぶ手続が
裁判所ではじまるよ！

突然のお手紙で、驚かれたり、
不安になられた方が
いらっしゃることと思います。
今回お送りしたお手紙は、
みなさんに、裁判員制度への
ご協力をお願いするものです。



裁判長

裁判員制度は、国民のみなさんから
選ばれた6人の裁判員の方に、
私たち裁判官3人と一緒に
刑事裁判に参加していただき、
被告人が有罪か無罪か、
有罪の場合はどのような
刑にするのかを決める制度です。

裁判員制度では、
みなさんひとりひとりの
考えや意見を活かした
多様な視点が
裁判に反映されることが
期待されています。

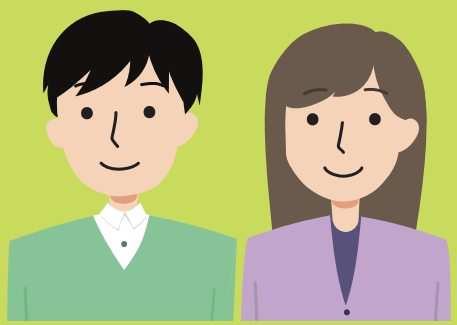


裁判官

裁判員と裁判官でひとつの
チームとして一緒に進めて
いきますので安心して
ご参加ください。



裁判官



少し不安だったけど、裁判官や他の裁判員の
人たちと一緒だったら私たちにもできるかも。
もっと詳しく知りたいな！

この冊子をとおして、みなさんの
不安な気持ちや疑問を
少しでも解消できたらうれしいな！



今後の手続の流れを紹介

裁判員に選ばれるまでの流れ

P5~

P5

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届く



同封されている質問票の記入・返送

裁判員候補者

裁判所にお越しいただいて行う

受付

担当する事件の概要等について説明

当日質問票への記入※

※当日質問票を使用しない裁判所もあります。

裁判員に選ばれたあとの流れ

P17~

P19

審理への出席

法廷で、証言等や証拠を見聞きします。

冒頭手続 → 証拠調べ手続 → 弁論手続

P23

評議への参加

法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官や他の裁判員と一緒に議論します。

目次

Ⅰ「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた！ …… ❺

1 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」ってなに？ …… ❺

よくある質問（Q&A） …… ❻

○選任手続期日には、何人くらい呼ばれるのですか？
○すべての日程に参加しないといけないのですか？
○裁判員候補者になったことは、誰にも話してはいけないのですか？
○辞退することはできないのですか？

2 裁判員になれない場合や辞退事由について詳しく知りたい！ …… ❼

よくある質問（Q&A） …… ❽

○70歳以上でも裁判員になれますか？
○学生は、辞退を申し出ると1年間通して裁判員になれないのでしょうか？
○介護や育児を理由に、辞退を申し出ることはできますか？
○仕事が忙しいという理由で、辞退を申し出ることはできますか？ ❾
○「できる限り詳しい事情」って、何を書けばいいですか？
○参加したいのですが、職場の理解を得られるか心配です。

3 選任手続期日当日の流れを教えて！ …… ⓫

よくある質問（Q&A） …… ⓭

○選任手続期日当日に辞退を申し出ることはできますか？
○日当や交通費等は支払われるのですか？
○選任手続期日には、どんな服装で行けばいいのですか？

トピックス 日当や交通費について詳しく教えて！ …… ⓯

Ⅱ 裁判員に選ばれた！ …… ⓱

1 裁判員に選ばれたらなにをするの？ …… ⓱

2 審理について詳しく教えて！ …… ⓳

よくある質問（Q&A） …… ㉑

○法律の知識がなくても大丈夫ですか？
○裁判員は、何日くらい裁判に参加するのですか？
○裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか？
○見たくない写真も見なければいけないのですか？
○補充裁判員は裁判にどのように関わるのですか？

3 評議のことをもっと知りたい！ …… ㉓

よくある質問（Q&A） …… ㉔

○全員の意見が一致しない場合はどうなるのですか？
○休憩時間や昼食を食べる時間はありますか？

4 判決ってどんなことをするの？ …… ㉕

よくある質問（Q&A） …… ㉖

○トラブルに巻き込まれたりしないですか？
○裁判をするのは責任重大で気が重いのですが…
○裁判員が不安や悩みを相談できるところはありますか？

トピックス 守秘義務について詳しく教えて！ …… ㉗

Ⅲ もっと裁判員裁判！ …… ㉙

Ⅳ 刑事裁判に関する基礎知識 …… ㉛

裁判員制度をもっと知ってもらうために …… ㉝

手続［選任手続期日］ P11

質問手続 → くじにより裁判員と補充裁判員を選任 → 裁判員

P25

判決宣告への出席

法廷で裁判長が行う判決の宣告を法壇上で聞いて、裁判員の職務を終了します。



①「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた！



1「裁判員等選任手続期日のお知らせ」ってなに？



裁判員候補者

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」って書いてあるけど、これはなに？ほかにも「質問票」や「旅費等の振込先の届出」などが同封されているけど※、なにをすればいいのかな？ ※同封物は、各裁判所によって異なる場合があります。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」※は、裁判員を選ぶための手続（選任手続）の日や、裁判員に選ばれた場合に参加していただく裁判の日程などについて、裁判所から裁判員候補者にお知らせするものです。
では、裁判員に選ばれるまでの基本的な流れを説明しますね。
※「裁判員等選任手続期日のお知らせ」は、法律上「呼出状」と規定されています。



裁判長

基本的な流れ

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届く

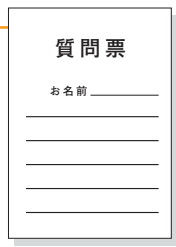
原則として選任手続期日の6週間前までにお送りします。





質問票などの記入・返送

質問票とは、選任手続期日やその後に引き続く裁判に参加していただくことが難しいご事情（辞退事由）があるかどうかをあらかじめお尋ねするものです。同封の質問票などに記入し、返送してください。

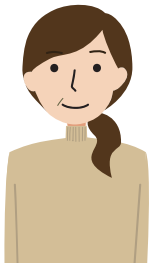


選任手続期日

指定された日時に裁判所にお越しください。



※その他のQ&Aはウェブサイトでもご覧いただけます。



よくある質問（Q&A）

Q 選任手続期日には、裁判員候補者として何人くらい呼ばれるのですか？

A 事件ごとに異なりますが、**裁判の日数が7日以内の事件では、1件あたり平均約75人**の裁判員候補者の方をお呼びしています。

ただし、裁判の日数が多い事件などは、辞退を申し出る方が多くなる可能性があるため、より多くの方をお呼びすることがあります。

Q 裁判員候補者になったことは、誰にも話してはいけないのですか？

A 休暇の取得や相談のため、**会社の上司や同僚、家族に話をしたり書類を見せたりすることは全く問題ありません。**

ただし、裁判員候補者になったことを、**インターネットやSNS等で公表しないようにしてください**（裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、法律上、裁判員候補者に選ばれたことを不特定多数の人が知ることのできる状態にして「公にすること」は禁止されています。）。

Q 裁判の日程のうち、1日だけ参加できない日があります。すべての日程に参加しないといけないのですか？

A 裁判員に選ばれた場合には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載してある**すべての日程に参加していただく必要があります。**

1日でも参加できない事情がある場合は、質問票にその事情を記入してください。

Q 辞退することはできないのですか？

A 裁判員制度は、一定の職業や立場の人に偏らず、広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、**理由なく辞退することはできません。**

ただし、参加するみなさんの負担が過重にならないよう、**①法律や政令で辞退事由が定められており、裁判所がこれらの事情にあたると認めれば辞退することができます。**

このほか、**②裁判員になれない場合**にあたる方は裁判員になることができません。

詳しくはP7~10へ



経験者の声を紹介します！

参加の場合の具体的な日程などの記載があり、職場や家庭へ伝えやすかった。
（40代、パート・アルバイト）

知識が無い状態でしたが、送付物を読むことで何があるのか分かりやすく安心しました。
（30代、お勤め）



2 裁判員になれない場合や辞退事由について詳しく知りたい!



裁判員候補者

うーん、裁判員に興味はあるけど、
子どもの卒業式と重なっているんだ。
これは辞退する理由に
あたるのかな。

ご卒業おめでとうございます！
冠婚葬祭などの重要な用事や予定があることを
理由に、辞退が認められる場合がありますよ。
詳しくご説明しますね。



裁判官

裁判員になれない場合について

○国会議員、国の行政機関の幹部職員、司法関係者、法律専門家、
　自治体の長、自衛官など、裁判員になれない職業の方
○国家公務員となる資格のない方
　（拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは
　執行を受けることがなくなるまでの人など）
○拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されて裁判中の方

> 裁判員になることができません。
> 質問票にその旨を記入してください。

裁判員を辞退できる場合（辞退事由）

辞退事由がある場合には、辞退を申し出ることができますが、必ずしも辞退する必要はありません（例：70歳以上だが参加したい、など）。

○70歳以上
○一定期間内に裁判員や検察審査員などに選ばれた。
　または、裁判員候補者として裁判所に行った（ただし、
　辞退が認められた場合を除く。）。
○仕事上の事情　○重要な用事・予定
○育児　○妊娠中または出産後8週間以内
○重い病気またはケガ　○介護又は入通院等の付き添い
○遠方に住んでいて、裁判所に行くのが困難
○学生　○地方公共団体の議会の議員（会期中）
○災害により被害を受け生活再建中
○その他（裁判員の職務を行うこと等により重大な不利益が生じるなど）

辞退事由（70歳以上、学生、介護・育児）は次のページに、辞退事由（仕事関係）はP9によくある質問（Q&A）を記載しているよ。



> 辞退を希望する場合は、質問票にその旨を記入してください。

※辞退の申出が認められたときは、裁判員候補者として裁判所にお越しいただかなくて良いことを、お手紙やお電話でご連絡いたします。

※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

よくある質問（Q&A）

70歳以上

Q 70歳以上でも、裁判員になれますか？

A　70歳以上であっても、参加していただける方は**辞退を申し出る必要はありません。**

辞退を申し出なければ、裁判員に選ばれる可能性があります。



学生

Q 学生は、辞退を申し出ると1年間通して裁判員になれないのでしょうか？夏休み期間なら参加できるかもしれません。

A　**1年間通して**辞退を申し出ることも、**個別の事件ごとに**辞退を申し出ることもできます。

個別の事件で辞退を申し出て、それが認められた場合、別の事件でまた「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届くことがあります。

介護・育児

Q 介護や育児を理由に、辞退を申し出ることはできますか？

A　**親族や同居人の介護・育児を行う必要がある場合**には、辞退を申し出ることができます。

裁判所が判断するために必要ですので、**質問票にできる限り詳しいご事情を記入してください。**



介護や育児を担っている方の環境整備について

家族を介護する必要がある場合や、育児の必要がある場合には、辞退を申し出ることができます。

一方、介護や育児の必要がある方でも、辞退を申し出ず裁判員候補者として裁判所にお越しいただく場合には、既存の介護サービス（介護保険制度や障害者自立支援制度に基づくサービス）や保育サービス（各市区町村が実施する一時保育など）を利用することができます。



2 裁判員になれない場合や辞退事由について詳しく知りたい！



よくある質問（Q&A）

仕事関係

Q 仕事が忙しいという理由で、辞退を申し出ることはできますか？

A 仕事が忙しいというだけの理由では辞退はできないことになっています。

ただし、重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ事業に著しい損害が生じる可能性がある場合は、辞退を申し出ることができます。

裁判所が判断するために必要ですので、**質問票にできる限り詳しいご事情を記入してください。**

Q 参加したいのですが、人手不足のため職場の理解を得られるか心配です。裁判員裁判に参加したことにより、会社内で不利益を受けませんか？

A 従業員が裁判員を務めるために必要な休暇を取ることは、法律（労働基準法７条）で認められています。

また、裁判員を務めるために仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

Q 「できる限り詳しい事情」って、何を書けばいいですか？

A 例えば、①仕事の内容（自営・お勤めの別、担当業務）、②他の方に代わってもらえない事情（少人数、引継困難、締切・納期が迫っている、専門性が必要など）、③仕事を休むことによる事業への影響・損害を記入することが考えられます。



裁判員裁判用法廷（大阪地方裁判所）

※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

裁判所では、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を受け取った裁判員候補者のみなさんが参加しやすくなるよう、裁判官が企業等に伺って行う出前講義等を通じて、ご協力をお願いするなどしています。

また、裁判員候補者のみなさんには、雇用主・上司の方へ向けた以下の内容を記載した書面を「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に同封してお送りしている場合がありますので、勤務先に提出するなどしてご活用ください。



～裁判員候補者の雇用主・上司のみなさまへ～

必要な休暇等について

○ 裁判員を務めるために必要な休暇を取ることは、法律（労働基準法７条）で認められておりますので、**裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願いいたします。**

○ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当と交通費をお支払いします。**また、**裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、**裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。

お仕事を理由とした辞退について

○ 裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、**できる限り裁判員候補者の方が参加できるよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願いいたします。**

○ ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます（裁判員法１６条８号ハ）。



経験者の声を紹介します！

雇用主・上司への協力のお願いの用紙があることが、大変助かりました。（40代、お勤め）

裁判員等選任手続期日までに時間があり、仕事調整できるように考えられていると感じた。（30代、お勤め）

裁判員制度があまり知られていないので、職場での「何でやるの？」という雰囲気が辛かったです。子供達は学校で学ぶ機会があるので、一般人（30代以上）にもっと制度についての認知度を上げて、参加しやすい環境づくりが必要だと感じました。（50代、お勤め）



3 選任手続期日当日の流れを教えて！



裁判員候補者

スケジュールの調整ができたので、
選任手続期日に参加することにしたよ。
当日は、なにをするのかな。
どれくらい時間がかかるんだろう？
裁判所に行くのは初めてだから緊張するなあ。

ご事情を伺うだけですので、
緊張する必要はありませんよ。
選任手続は、多くの事件では半日で
終了します。裁判員に選ばれた場合は、
その後、手続の説明があります。
ここでは選任手続の基本的な流れを
ご紹介しますね。



裁判官

選任手続の基本的な流れについて

① 地方裁判所で受付

※裁判所名や日時、場所は「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載しています。

② 事件について説明

最初に、みなさんが裁判員に
選ばれた場合に担当する事件の
概要や日程等を説明します。



裁判員候補者待合室（松江地方裁判所）

③ 当日質問票に記入（注）

当日質問票では、被告人や被害者と知り合いかなど、主に、公平な
裁判ができないような特別な事情があるかどうかをお尋ねします。
（注）当日質問票を使用しない裁判所もあります。

4 裁判長からの質問

事前に返送していただいた質問票と、当日質問票への回答をもとに、裁判長から、辞退を希望する事情があるか、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるか、などをお尋ねします。
事件にもよりますが、多くの選任手続では、全体質問で裁判員候補者全員に質問した後、個別に裁判官にご事情をお話ししたい方など一部の裁判員候補者のみ個別に質問を行います。
この質問は、裁判員候補者の人柄や能力、法律知識などを判断するために行うものではありません。

全体質問

裁判長から来庁された裁判員候補者全員に質問を行います。

個別質問

個別質問では、裁判員候補者のプライバシーを保護するため、別室において非公開で個別に質問を行いますので、他の裁判員候補者に聞かれることはありません。



※個別質問手続のイメージです。（東京地方裁判所にて撮影）

5 選任くじ

質問手続を経た上で、裁判所が、辞退を申し出た裁判員候補者について辞退を認めた場合や、公平な裁判をすることができないような特別な事情があると認めた場合などには、その方を選任くじの対象からはずします。
残った裁判員候補者の中からコンピューターによるくじで裁判員と補充裁判員※を選びます。

※補充裁判員についてはP17またはP22へ

6 裁判員等の発表

裁判員と補充裁判員の発表 **※選ばれなかった方はここですべての手続が終了します。**

裁判員に選ばれた方は17ページへ！



裁判所にお越しいただき、当日のくじにより裁判員に選ばれなかった場合、同じ年に再び別の事件の裁判員候補者に選ばれることはありません。

ただし、辞退が認められたために裁判員に選ばれなかった方は、再び別の事件の裁判員候補者に選ばれる可能性があります。



3 選任手続期日当日の流れを教えて！

よくある質問（Q&A）

Q 質問票に「参加する」と書いて返送しましたが、事情が変わった場合、選任手続期日当日に辞退を申し出ることはできますか？

A 当日に辞退を申し出ることもできます。

当日お渡しする質問票に、辞退を希望するか記入する欄があるので、そこに記入してください。

（注）当日質問票を使用しない裁判所でも、当日申し出る機会があります。

Q 選任手続期日には、どんな服装で行けばいいのですか？

A 服装についての定めはありません。

普段着でお越しください。

Q 日当や交通費等は支払われるのですか？

A 裁判員候補者や裁判員として、裁判所にお越しいただいた場合には、日当と交通費（旅費）が支払われます。

裁判所が自宅から遠い等の理由で、宿泊しなければならない場合には、宿泊料も支払われます。

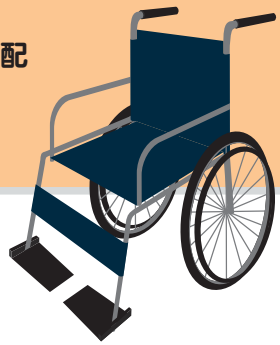
選任手続期日（裁判員に選任された場合には裁判の最終日）の約1週間から10日程度後に預金口座に振り込む方法で支払われます。

詳しくはP15～16へ

お手伝いを必要とされる方へ

お手伝いを必要とされる方は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されている地方裁判所まで、お知らせください。

ご相談に応じて、手話通訳者・要約筆記者・ガイドヘルパーを手配したり、補聴器や車いすを準備するなどのサポートをいたします。



※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。



経験者の声を紹介します!

個別質問で本音のところがお話しできて良かったです。不安なところも解決できました。そういう場があることを知っていたら、出席しやすくなる（足が必要以上に重くならない）こともあるのではないでしょうか。今日来て良かったです。
（40代、お勤め）

待ち時間があるので本など持ってくるといいというお知らせがあったので覚悟はできた。待ち時間はある程度仕方ないと思います。
（60代、パート・アルバイト）

選ばれなかったのは残念だが、裁判について興味が湧いて勉強したのは良い経験だと思っています。また選ばれることを願っています。
（20代、お勤め）

障害のことについて確認と配慮していただき良かった。（20代、無職）



裁判員候補者待合室（徳島地方裁判所）



日当や交通費について詳しく教えて！

日当とは、裁判員の職務に対する報酬ではなく、裁判員候補者や裁判員として裁判所にお越しいただいたり、裁判員の職務を行うに当たって生じる損害（例えば、裁判所に来るための諸雑費や一時保育料等の出費、収入の減少等）の一部を補償するものです。

※日当、宿泊料の額や交通費の計算方法は、令和８年（２０２６年）10月時点のものです。最新の情報はウェブサイトのQ&Aをご参照ください。

Q 日当はいくら支払われるのですか？

A 日当の額は、選任手続や審理・評議等の時間に応じて、裁判員候補者は1日当たり8750円以内、裁判員・補充裁判員は1日当たり1万900円以内で決められます。

裁判員候補者については、裁判員に選ばれなかった場合、一般的に最高額の半額程度が支払われます。

Q 宿泊料は、どんなときに支払われますか？

A 宿泊料が支払われると見込まれる方には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」にその旨を記載してお知らせします。

支払われる宿泊料の額は、実際にかかった宿泊料金の金額ではなく、お越しいただく裁判所の地域に応じて、1泊当たり9000円から2万1000円の定額です。

なお、自宅に泊まる等、宿泊料がかからないことが明らかな場合には、宿泊料は支払われません。

Q 所得税の確定申告は必要ですか？

A 裁判員候補者や裁判員に支払われる日当に係る所得は、給与所得または一時所得のいずれにもあたらないことから、裁判員等の「雑所得」として取り扱われます。

※ 裁判所では源泉徴収は行いません。給与を1か所から受けていて、年末調整がお済みの方は、この日当を含む各種所得金額（給与所得と退職所得を除きます。）の合計額が20万円以下の場合、所得税の確定申告を行う必要はありません。もっとも、一定の場合には所得税の確定申告を行う必要がある場合も考えられます。税金の関係でご不明な点がある際には、国税庁のホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にご確認ください。



※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

Q 交通費はどのようなものが支払われ、どのように計算されるのですか？

A 旅費として、鉄道（JR、私鉄、地下鉄、モノレール、路面電車、新交通システム等）運賃、船舶運賃、航空運賃が支払われます。また、鉄道・船・飛行機以外（例えば、バス、自家用車、徒歩等）の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。

最も経済的な（安価な）経路・交通手段で計算されますので、実際にかかった交通費と一致しないこともあります。

鉄道運賃

JR各社、私鉄、地下鉄等の鉄道の料金が支払われます。また、特急（新幹線を含みます。）の片道の利用区間が100km以上の場合（複数の特急を乗り継ぐときはその各特急区間が100km以上の場合）には、運賃のほかに、指定席特急料金も支払われます。ただし、特急の利用区間が片道100km未満の場合であっても、特急を利用することで宿泊をせずに済むような場合には、特急料金が支払われます。

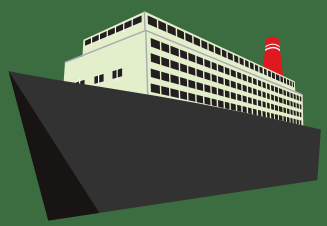
なお、グリーン料金は支払われません。



船舶運賃

離島から裁判所にお越しいただく場合等、船を利用される場合には、船舶運賃が支払われます。

なお、運賃に等級を設ける船舶の場合には、運賃の等級を、3階級に区分するものについては中級の運賃が、2階級に区分するものについては下級の運賃が、支払われます。





航空運賃

離島や遠隔地からお越しいただく場合等、飛行機を利用しなければならない場合には、航空運賃（空港施設使用料を含みます。）が支払われます。なお、クラスJやプレミアムクラス等の料金は支払われません。

飛行機を利用する場合には、予約の変更が可能な往復分の航空券（「往復割引」や「離島割引」がある場合にはその利用にご協力ください。）を購入していただくようお願いします。各種手数料（事務取扱手数料、株主優待券使用料、株主優待券仕入れ代金、座席指定料等）は支払われません。

上記以外の券種を購入予定の場合には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されている裁判所へあらかじめご相談ください。

鉄道・船・飛行機以外の区間の交通費

鉄道の便がない区間又は船舶の便がない区間については、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。

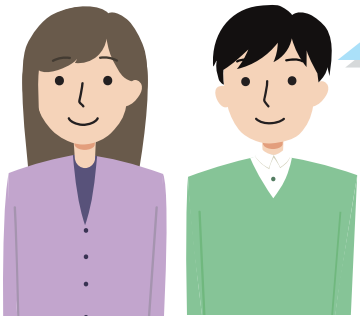
なお、バス、タクシー、自家用車を利用してお越しいただく場合でも、所定の鉄道運賃や距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。バスやタクシーの料金やガソリン代、高速道路利用料、駐車場の料金等は支払われません。

ただし、お身体が不自由な場合や、天災その他やむを得ない事情によりタクシーを利用したような場合には、例外的にタクシー料金の実費が支払われる場合もあります。

Ⅱ 裁判員に選ばれた!



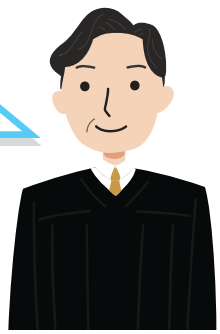
1 裁判員に選ばれたらなにをするの？



裁判員

裁判員に選ばれた！！
裁判員っていったいなにをするの？
「補充裁判員」って裁判員となにが違うんだろう？

ご安心ください。お一人ではなく、
裁判員6人、裁判官3人が「一つのチーム」で
事件を担当していきます。
もちろん補充裁判員の方にも加わっていただきます。
まずは、裁判員の役割と今後の流れについて説明しますね。



裁判長

裁判員の役割について

裁判員のみなさんの役割は、大きく分けて、

①法廷での審理に出席する

②評議で意見を述べる

③判決宣告に出席する

の3つです。







補充裁判員の役割について

補充裁判員の方には、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に、
その裁判員に代わって裁判員を務めていただきます。詳しくはP22へ

裁判員裁判の流れについて

① 審理（法廷にて公開で行われます。）

冒頭手続

被告人の本人確認をします（人定質問）。
検察官が起訴状を読み上げます（起訴状朗読）。
裁判長が被告人に対して黙秘権の告知をします（黙秘権告知）。
被告人と弁護人から、起訴状に対する言い分を聞きます（意見陳述）。



証拠調べ手続

検察官・弁護人が証拠により証明しようとする事実を説明します（冒頭陳述）。
検察官や弁護人が提出した物（凶器など）や書類を取り調べ、証人や被告人に対する質問を行います（証拠調べ）。



弁論手続

検察官・弁護人それぞれの立場から、被告人が有罪かどうか、刑の重さなどについて意見が述べられます（論告・弁論）。
最後に、被告人の意見を聞き（最終陳述）、法廷での審理が終わります。



② 評議（評議室にて非公開で行われます。）

評議

裁判員と裁判官が一緒に議論をし、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決めます。





評決

評議をつくしても全員の意見が一致しなかったときは、多数決で結論を出します。



③ 判決（法廷にて公開で行われます。）

法廷で裁判長が行う判決の宣告に出席します。

※この章に掲載されている写真は裁判手続のイメージです。（東京地方裁判所にて撮影）



2 審理について詳しく教えて!

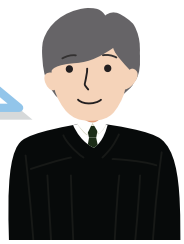


裁判員

審理では、裁判員はなにをするんだろう?
法律の知識はないんだけど大丈夫かな…。

経験者の方の感想にありますように、裁判員裁判は「**見て聞いて分かる裁判**」を目指していますので、法律の知識がなくても大丈夫です。
裁判では、被告人として出頭している人が、どういった犯罪で起訴されているのか、また、その事件で争われている点(争点)が明らかにされていきます。

法廷でそれぞれの言い分をしっかり聞いてください。



裁判官



経験者の声を紹介します!

公判において、資料・画面等を活用され、ゆっくり説明していただいたので、内容をよく理解することができました。
(60代、パート・アルバイト)

もっと難しい言葉で審理が行われると思っていましたが、私でもわかるような一般的な単語が用いられてるのがよかったです。
(20代、お勤め)





法廷内の大型ディスプレイや、裁判員の席に設置されたディスプレイを使って手続が進められるよ。



法廷では、裁判員のみなさんは裁判官と並んで座ることになるよ。



裁判官は法服を着るけど、みなさんは着ないよ。



裁判員

「証拠を取り調べる」って、実際にはどんなことをするの？

証拠調べは次のように行われます。



裁判長



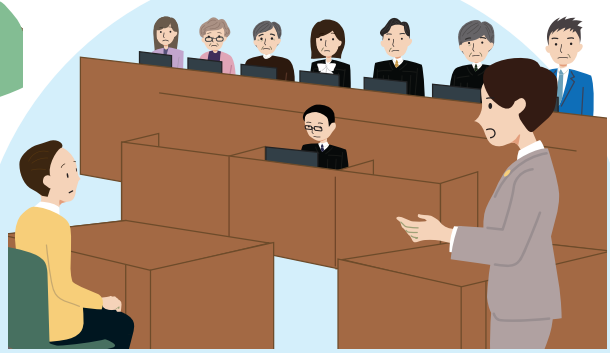
●犯行に使用されたとされる物（凶器など）が示されるので、実物を見ます。



●捜査の結果をまとめた書類などが読み上げられる内容を聞きます。



●防犯カメラに録画された映像や音声データ等が再生されるので、内容を視聴します。



●証人や被告人が話す内容を聞きます。

証拠調べでは、検察官・弁護人・証人や被告人の**話をよく聞いて**、証拠品などを**しっかり見ることが大切**です。



裁判員のみなさんも、
裁判長に申し出た上で、
直接質問することができるよ。



2 審理について詳しく教えて!

よくある質問(Q&A)

Q 法律の知識がなくても大丈夫ですか?

A **全く問題ありません。**

例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活でいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じです。**とくに法律の知識は必要ありません。**

Q 裁判員は、何日くらい裁判に参加するのですか?

A 裁判員裁判では、全ての事件で公判前整理手続(法廷での審理を始める前に、検察官、弁護人及び裁判所が事件の争点や証拠を整理し、審理日程を明確にするための手続)を行っており、**審理日程をできるだけ連続、集中したものにすることを目指しています。**

実際に裁判員として裁判所にお越しいただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますが、多くの事件で7日以内となっています。

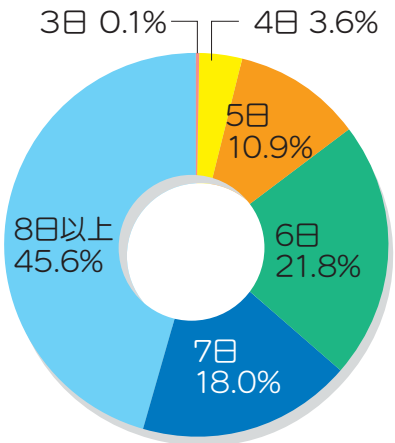
裁判員のみなさんには、**全ての日程に参加していただくことになります。**

Q 裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか?

A **事件ごとに異なります。**その内容や裁判員のみなさんの負担なども考慮して、決められています。午前中だけや午後の一部だけの場合、丸一日かかる場合等、様々です。

ただし、丸一日かかる日でも、実際に審理や評議が行われるのは**1日に5~6時間程度**です。

裁判員が裁判手続に参加した日数



「令和7年(2025年)における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」最高裁判所

裁判員が裁判手続に参加した日数は、多くの事件で7日以内となっています。また、判決の内容を決めるための評議の時間は、平均約14.2時間でした。

※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

Q 遺体などの見たくない写真も見なければいけないのですか？不安です。

A　審理において証拠等を確認する機会がありますが、**証拠は審理に必要なものに厳選します。**

そして、例えば、精神的に打撃を受けてしまうような証拠については、写真をイラストに変えるなど、**立証に必要な範囲で裁判員のみなさんの負担が少なくなるような形式に加工するなどしています。**



裁判員裁判用法廷（福井地方裁判所）

Q 補充裁判員は裁判にどのように関わるのですか？補充裁判員もすべての日程に参加するのですか？

A　補充裁判員の方は、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に、裁判員に選ばれます。

裁判員とは異なり、法廷で証人や被告人等に直接質問したり、評決に加わることはできませんが、裁判員の方と同じように、最初から審理に出席していただきますし、評議で裁判官から意見を伺うこともあります（事件の進行状況等を考慮した上で、これ以上職務を行っていただく必要がないと認められる場合は、裁判の途中で解任されることもあります。）。



※補充裁判員の人数や座る位置は、事件や裁判所によって異なります。



補充裁判員経験者の声を紹介します！

裁判員の方と同じように、審理・評議に参加させていただき、意見を聞いていただいて、事件について真剣に考え、被告人の将来を案じるというこの機会を与えられていなければ経験することのない貴重な時間を過ごしました。
（60代、パート・アルバイト）

補充裁判員だったため、制度上のものとはいえ、評決に参加できないのは残念だった。（30代、お勤め）



3 評議のことをもっと知りたい!



裁判員

評議では、必ず意見を述べなければいけないの？
自分の意見をうまく伝えられるか不安だなぁ。
どんな風に進んでいくのかな？

評議では、一度にまとまった意見を述べていただく必要はありません。
気付いたところから自由に述べてください。
他の裁判員から別の見方が示されることもあるでしょう。
評議は乗り降り自由ですので、その意見を聞いてなるほどと思えば、いつでも意見を変えてもいいのです。



裁判官



裁判員や補充裁判員のみなさんと裁判官が、いろいろな意見や疑問を出し合って、「一つのチーム」として結論を見つけ出していくんだね。





裁判官

評議では、全員が納得できる結論を出すことを目標としています。

※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

よくある質問（Q&A）

Q 全員の意見が一致しない場合はどうなるのですか？

A 多数決で結論を出します。

裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちますが、裁判員のみで被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを決める場面では有罪の判断）をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいることが必要です。

Q 審理や評議の間に、休憩時間や昼食を食べる時間はありますか？

A もちろん休憩時間や昼食を食べる時間はあります。

審理や評議は、裁判員のみなさんの負担などを考慮して、**こまめに休憩時間を設けるように**しています。

休憩時間には、ご自宅や職場の方と連絡を取ることも可能です。



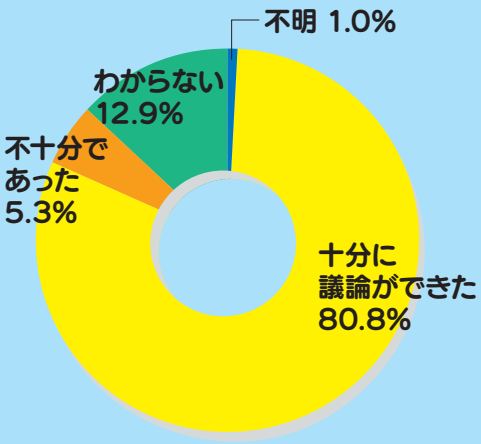
経験者の声を紹介します！

全員が話せるように積極的に声をかけてくださったので、他の裁判員の方と年齢が離れている自分からするとすごく助かりました。
（20代、学生）

裁判員及び補充裁判員ひとりひとりに目を配り、理解度合いに加え、体調面での気遣いが感じられた評議の場となった。（50代、お勤め）

法律の知識もなく、不安に感じていましたが、検察官、弁護人、裁判長の説明が分かりやすく、評議のときも裁判官が皆の意見を引き出してくれて、自分の考えをまとめることができた。
（70歳以上、専業主婦・専業主夫）

評議における議論の充実度



「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書
令和7年度（2025年度）最高裁判所」

4 判決ってどんなことをするの?



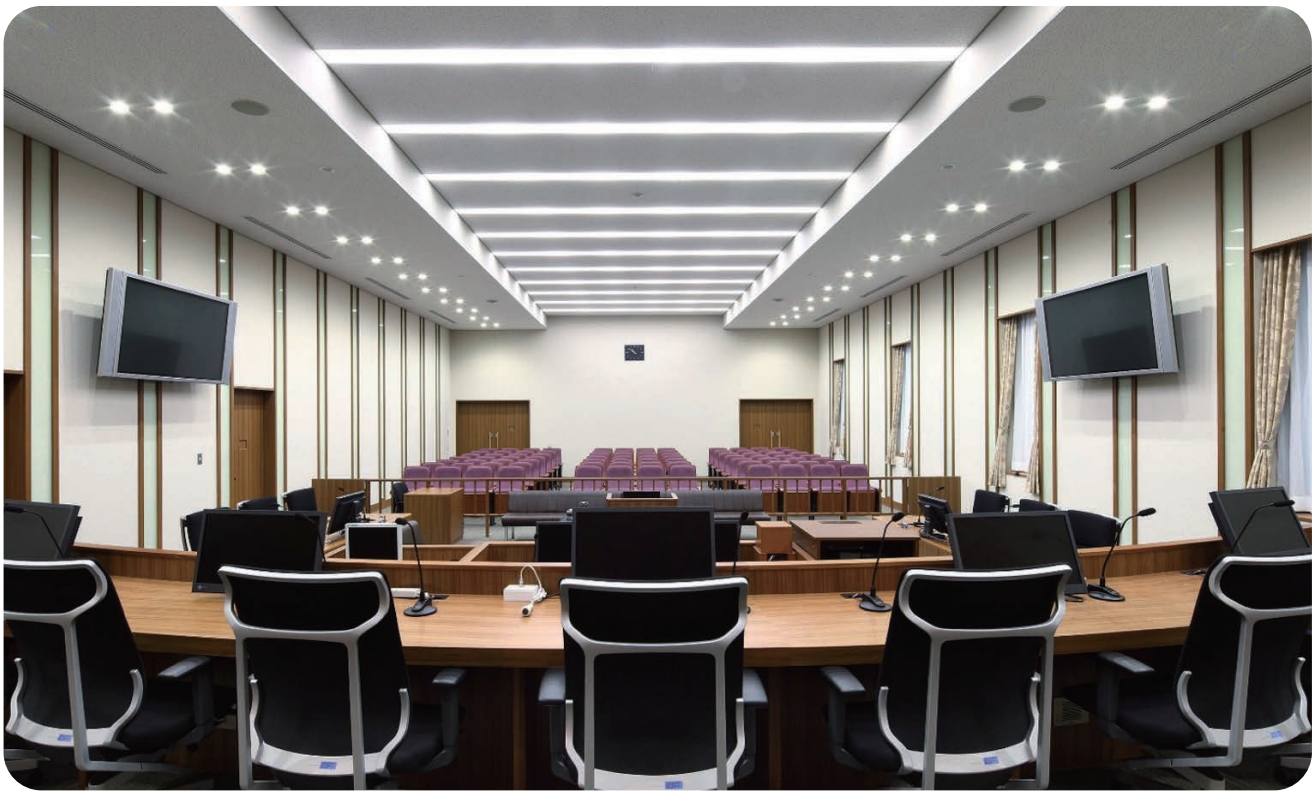
裁判員

判決って裁判員はなにをするの?

評議の結果に基づき、法廷で裁判長が判決を宣告します。
裁判員のみなさんは、判決宣告を法壇上で聞きます。



裁判長



裁判員裁判用法廷(和歌山地方裁判所)

これで裁判員の職務は終了します。
ご協力いただき、
本当にありがとうございました。



裁判官



裁判長



裁判官

※その他のQ&Aは
ウェブサイトでも
ご覧いただけます。

よくある質問（Q&A）

Q 裁判員になることで、事件関係者などから危害を加えられたり、トラブルに巻き込まれたりしないですか？

A 裁判員は、次のとおり**法律で保護されています。**

・裁判員の名前や住所など、**裁判員を特定するような情報は公にしてはならない。**
・事件に関して**裁判員に接触することは禁止。**
・裁判員に頼みごとをしたり、**裁判員やその親族を脅した者には、刑罰が科せられる。**

裁判所でも、裁判員のみなさんに安心して参加していただけるよう、必要に応じて、庁舎内等の移動時に裁判所職員が付き添ったり、来庁者、傍聴人、被告人に対し、金属探知機による所持品検査を行うなど、**様々な対策を行っています。**

Q 裁判員が不安や悩みを相談できるところはありますか？

A 裁判所では、みなさんが感じられる不安や精神的な負担をできる限り軽減できるよう努めていますが、もし、不安に思われたり、精神的な負担を感じられるようなことがあれば、**ささいなことでも遠慮なく裁判官または裁判所職員にご相談ください（職務終了後でもご相談いただけます。）。**

また、裁判所では、メンタルヘルスの専門知識を有する民間業者に委託し、裁判員に選ばれた日から無期限で利用できる**「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」**を設置しています。

電話やインターネットによる相談を、電話料・相談料無料で利用していただけるほか、対面カウンセリングを受けられる体制も整備しています。

Q 裁判をするのは責任重大で気が重いのですが…

A 有罪・無罪あるいは刑を決めるという判断は、確かに気軽にできるものではありません。

もっとも、裁判員裁判では他の裁判員や裁判官とともに、いろいろな疑問や意見を出し合った上で、**いわば「一つのチーム」として結論を見つけ出していきます。**

チームの全員が一体となって、真剣に議論した結果であれば、妥当な結論に至ることができるはずです。

裁判員のみなさんが一人で抱え込む必要はありません。

どんな小さな不安でも、遠慮せずに裁判所に相談してください。



経験者の声を紹介します！

皆で話し合うことで、責任の重さが分担し合えた気がして、必要以上に恐れる必要がなかったことに気づいた。
（50代、専業主婦・専業主夫）

被告人や傍聴人と接触しないための配慮が徹底されていることや、何かあった場合の連絡先が用意されていたので安心して参加できました。
（40代、お勤め）



守秘義務について詳しく教えて！

裁判員や裁判員であった人には、**一定の秘密を守る義務（守秘義務）**があり、その違反に対しては罰則が定められています。

これは、裁判の公正さや裁判への信頼を確保するとともに、評議で自由な意見を言えるようにするためです。もし、評議で述べた意見や経過が明らかになるとすれば、後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうおそれがあります。

さらに、評議の秘密を守ることは、裁判員のプライバシーを保護するとともに、報復行為を防ぐことにもつながるものです。

漏らすことが禁じられる秘密は、**①評議の秘密**と**②裁判員としての職務を行うに際して知った秘密**です。

		例
守秘義務の対象	①評議の秘密	どのような過程を経て結論に達したか
		裁判員や裁判官がどのような意見を述べたか その意見を支持した数、反対した意見の数
		評決の際の多数決の数
	②評議以外の職務上知った秘密	被害者など事件関係者のプライバシー
		裁判員の名前
守秘義務の対象外	公開の法廷で見聞きしたこと	証人尋問の内容
		判決の内容
	裁判員としての職務を行った感想	



法廷（証人尋問のイメージ）

法廷で検察官や弁護人が証人に尋問している内容



評議室（評議のイメージ）

評議室で裁判員や裁判官が述べた意見

法廷で見聞きしたことや、裁判員を経験した感想は、守秘義務の対象じゃないから周囲の人に伝えても大丈夫だよ。



例えば

実際の裁判の姿

「事件のいきさつについて被害者と被告人の話が食い違い、同じ事件でも見方が違うなと思った。」

「最初は緊張したが、明るく話しやすい雰囲気だったので、評議でも自分の意見をしっかりと言えた。」

裁判員として裁判に参加した感想

「裁判に興味はなかったが、裁判員を経験して傍聴などの興味の幅が広がった。」

「今回の経験により、裁判や社会の問題についてより身近に考えるようになった。」

など

もちろん、ご不満だった点や、改善すべきと思われた点についても、率直にお伝えください。



みなさんの同僚、友人知人等も、これから裁判員裁判に参加する可能性のある方たちです。

みなさんの貴重な経験や感想を、周りの方々にもぜひお伝えください！！

裁判員経験者の方の声をお届けする場として、裁判所では裁判員経験者の方に裁判員制度に対するご意見や感想を語っていただく意見交換会や、裁判所が裁判員裁判の仕組みや手続の流れについて講義を行う出前講義への裁判員経験者の方の参加をお願いしております。詳しくはP33へ

Ⅲ もっと裁判員裁判！



この章では「裁判員裁判についてもっと知りたい！」と思われた方のために、裁判員制度の内容や実施状況（統計データ）についてお知らせします。

1 裁判員制度の意義

裁判員制度は、重大な犯罪について、広く国民が裁判員として刑事裁判に参加し、審理や内容にその視点が反映されることが、刑事裁判ひいては司法全体に対する国民の理解を深め信頼を向上させるものとして、平成21年（2009年）5月21日から始まりました。

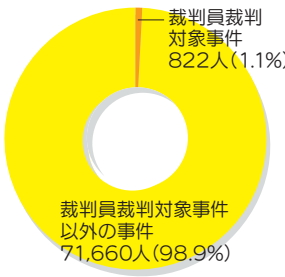
2 裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪に関する第一審（地方裁判所）の刑事訴訟事件です。

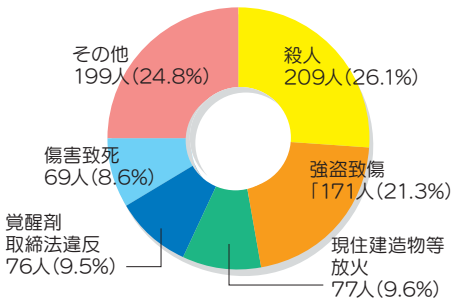
例えば、殺人罪、強盗が人を死なせたりけがをさせる強盗致死傷罪、人に暴力をふるうなどしてけがをさせ、その結果死亡させてしまう傷害致死罪、人の住居等に放火する現住建造物等放火罪、無謀な運転により事故を起こして人を死なせる危険運転致死罪などに関する裁判です。

令和7年（2025年）1月1日から同年12月31日までに行われた裁判員裁判における判決人員の内訳をみると、殺人209人（26．1%）、強盗致傷171人（21．3%）、現住建造物等放火77人（9．6%）、覚醒剤取締法違反76人（9．5%）の順になっています。

裁判員裁判対象事件の新受人員



罪名別判決人員



「令和7年（2025年）における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」最高裁判所

3 裁判員裁判を行う裁判所

裁判員裁判は、地方裁判所の本庁50か所（都道府県の県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）、地方裁判所の支部10か所（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）で行われます。

このうち、原則として、お住まいの場所を管轄する各地方裁判所にお越しいただくことになります。



裁判員裁判用法廷（広島地方裁判所）

4 選任手続の状況

選任手続の状況は、以下のとおりとなっています。

令和6年11月

令和7年用裁判員候補者名簿に記載（登録）※

19万8,500人
（選挙人名簿登録者全体の約0.2%）

送付 → 名簿記載通知 / 調査票

※裁判員候補者名簿の有効期間は、名簿記載通知が届いた翌年の1月1日から12月31日までです。裁判所にお越しいただく可能性があるのは、一般的に、名簿記載通知が届いた翌年の2月後半から、その翌年の2月までの間になります。

裁判員選任手続期日の6週間前まで

裁判員等選任手続期日

お越しいただく裁判日程の決定

（1事件あたり平均）

裁判員候補者名簿からくじで選ばれた候補者を選定 — 約122人
→ 調査票への回答により辞退が認められた方など

選任手続期日のお知らせ・質問票を送付 — 約84人
→ 質問票への回答により辞退が認められた方など

裁判所にお越しいただいた候補者 — 約27人
→ 期日において辞退が認められた方など

選任 ↓

裁判員 6人

補充裁判員 2人程度

※裁判員等選任手続期日について詳しく知りたい方は、ウェブサイトに掲載された「見てなっとく！選任手続」などもご覧ください。



裁判員候補者待合室（福岡地方裁判所）

5 裁判員等に選ばれる確率

裁判員等は、衆議院議員の選挙人名簿に登録された有権者の中から無作為に選ばれます。

令和7年（2025年）に裁判員等に選ばれた人は、裁判員は4,691人、補充裁判員は1,590人でした。

これを前提にすると、裁判員等に選ばれる確率は、全国で1年あたり、全有権者の約16,600人に1人程度（約0．01%）となります。

もっと詳しく知りたい方はこちら

Ⅳ 刑事裁判に関する基礎知識



この章では、一般的な刑事裁判について説明します。

1 刑事裁判とは

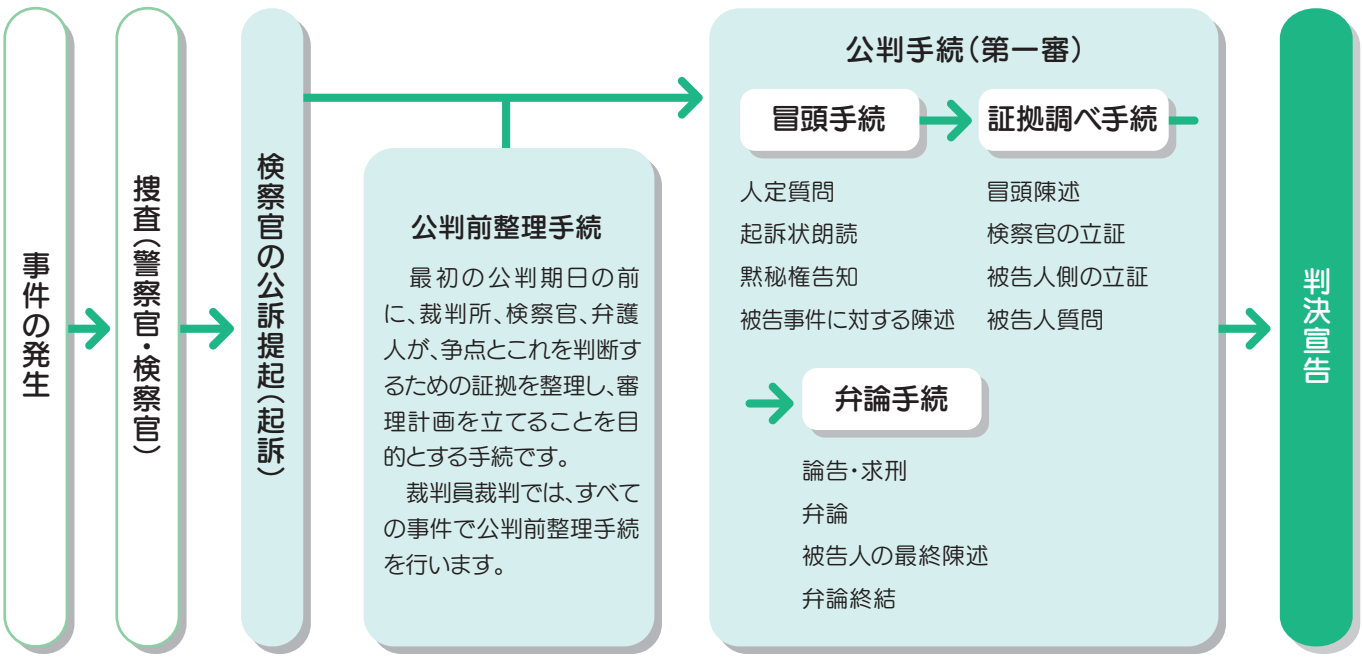
殺人などの犯罪をしたと疑われる人が、本当に罪を犯したのか、罪を犯した場合にどういった処罰をするのかを決める裁判です。

警察官は、犯罪を捜査し、ある人を犯人だと判断すると、検察官に報告します。検察官は更に捜査し、処罰を求める必要があるということになれば、その人を起訴します。

罪を犯したと疑われ、起訴された人を「被告人」と呼びます。

裁判所では、検察官と被告人やその弁護をする弁護人の言い分をよく確かめ、それぞれの側から出された証拠を調べます。

2 刑事裁判の手続全体の流れについて



3 刑事裁判の重要な原則

○ 被告人が罪を犯したかどうか、あるいはどのような刑にするかは、法廷で適法に取り調べられた証拠によってのみ判断されます。証拠以外の、例えば、テレビや新聞などの報道やうわさなどによって判断することは許されません。

○「被告人が有罪であることに合理的な疑いが残る場合」には、被告人は有罪とはされず、無罪とされます（「疑わしきは被告人の利益に」）。被告人が罪を犯したことは間違いないという程度にまで立証することについて、検察官がその責任を負います。

4 裁判手続に関わる人たち



裁判所（裁判官）

法廷で事件について審理をして判決をします。
法廷で事件の審理をする際、手続の進行役を担当します。



検察官

犯罪の捜査を行い、捜査によって集めた資料（証拠）に基づき、犯人だと考える人を起訴します。
また、法廷での審理に出席し、証人尋問など証拠により犯罪を証明するための立証活動を行います。



弁護人

被告人の権利を守るため、被告人に対して法律の専門家としての助言をするとともに、
法廷での審理に出席し、被告人のために意見を述べたり、被告人のための立証活動をします。



裁判所書記官

法廷での審理に出席し、裁判の手続や証言を記録する調書を作成します。
また、法令や判例を調査したり、裁判手続が円滑に進行するように、弁護人、検察官などと打合せをします。





裁判員裁判用法廷（さいたま地方裁判所）

裁判を傍聴してみてはいかがですか？

公開の法廷で行われる裁判は、原則としてだれでも見ること（傍聴）ができます。

法廷が開かれていれば、事前の申込みなどは必要ありませんので、裁判の予定が記載された「開廷表」（裁判所で見られます）をご確認いただき、どの法廷でもご自由にお入りいただいて結構です。

ただし、傍聴希望者が多い事件では傍聴券が必要な場合がありますので、各地の裁判所のウェブサイトの傍聴券交付情報をご覧ください。

各地の裁判所の
傍聴券交付情報

※裁判員を務めていただくにあたって、法律知識を身に付けていただく必要がないことについては、P21をご覧ください。

もっと詳しく
知りたい方はこちら

裁判員制度をもっと知ってもらうために



意見交換会のご案内

裁判所では、裁判員・補充裁判員を経験された方々に、裁判員制度に対する率直な意見や感想を語っていただく場として、意見交換会を開催しています。

意見交換会でお聞かせいただいたご意見は、各地方裁判所のウェブサイトで概要を公表しています。これから裁判員になるかもしれない方々に広く伝えることで、関心や参加意欲を持っていただき、不安を解消することができればと考えています。

また、意見交換会には、裁判官、検察官、弁護人の法曹三者も参加し、お聞かせいただいたご意見や感想を、今後の裁判員制度の運用の参考としています。



高松地方裁判所で行われた意見交換会の様子

※各地方裁判所で実施した意見交換会にご興味のある方は、ウェブサイトをご覧ください。

裁判員を経験した方の声をもっと知りたい方はぜひ見てみてね！



出前講義のご案内

裁判所では、裁判官や裁判員・補充裁判員を経験された方が、学校や職場、所属する団体などに出張し、裁判員裁判の仕組みや手続の流れについて説明し、みなさんの感じている疑問や不安などにわかりやすくお答えする出前講義を実施しています。

裁判員経験者の方に講師としてお話いただくこともありますので、裁判所から依頼がありましたら是非ともご参加ください。



鳥取地方裁判所が行った出前講義の様子

※出前講義の実施方法や申込方法は、各地方裁判所によって異なるため、最寄りの各地方裁判所にお問合せいただくか、各地方裁判所のウェブサイトをご覧ください。



そのほかにも、裁判所では夏休みなどを利用して各種イベントを行っているほか、法廷見学などの申込みも受け付けているよ。

裁判員制度についてより詳しく
お知りになりたい方はこちらもご覧ください。

裁判所ウェブサイトの「裁判員制度を調べる」ページ

https://www.courts.go.jp/saibanin/index.html

裁判員制度 Q&A

裁判員制度についてのよくある質問をカテゴリ別に掲載していますので、ご自身の状況に合わせてお知りになりたいことをお調べいただけます。チャットボットも搭載していますので、ぜひご活用ください。



インフォグラフィックス動画

裁判員制度の一連の手続を分かりやすく説明した動画です。ポップなキャラクター達がコミカルに動きまわり、裁判員制度について楽しく学ぶことができます！



経験者の声ページ

裁判員経験者の方々のご意見やご感想を掲載しています。はじめは不安だったけど、参加してみたら○○だった…という率直な声や、これから裁判員になるかもしれない方々に向けたメッセージなどを紹介しています。



＼ これらのほかにも様々なコンテンツを掲載しておりますので、ぜひご覧ください。／

法務省
https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_index.html

日本弁護士連合会
https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/saibanin.html

法テラス
https://www.houterasu.or.jp/

法テラス・サポートダイヤルでも「裁判員制度」についてのお問い合わせをお受けしています（日曜祝日、年末年始を除く）

法テラス・サポートダイヤル
0570-078374（おなやみなし）
※IP電話からは03-6745-5600

もっと詳しく知りたい方はこちら



経験者の声を紹介します!

裁判の仕組みが少しだけ理解できた。自分の意見が反映されることで民意が届く気がした。

（60代、お勤め）

自分の犯罪に対する考えの甘さや法律の重さを実感することができた。また、法律は身近にあるのだと認識することもできた。年も性別も職業も全く違う人達の意見を聞くことや、自分の意見を言うことも、とても良い経験だと思った。

（10代、学生）

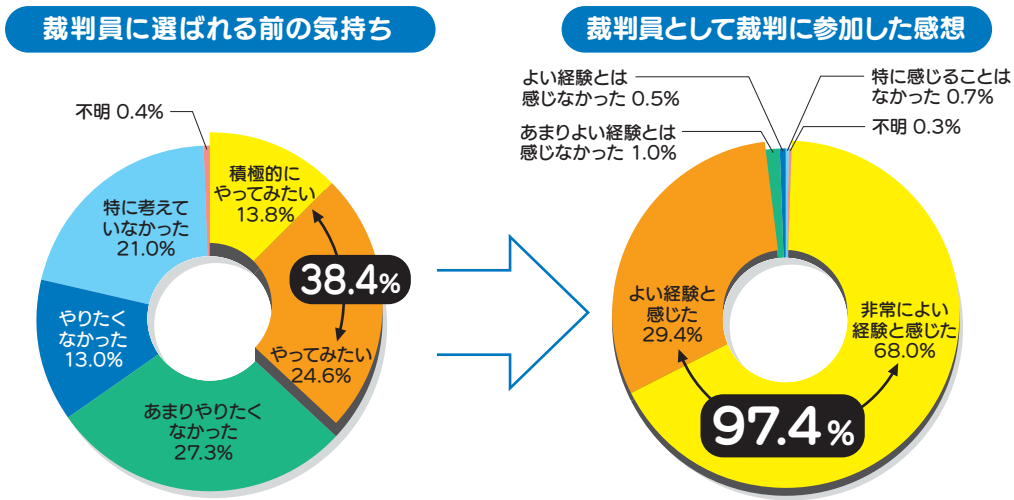
司法の世界が身近に感じられるようになった。また、法的に罰するというと、とても冷たいイメージがあったが、必ずしもそうではなく人間味のあるものだと知った。

（40代、自営・自由業）

新しいことを知る機会ができた。裁判について勉強もできたし、子どもにこの体験を伝えていけることが良かったです。

（30代、パート・アルバイト）

裁判員に対するアンケート結果



「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書 令和7年度（2025年度）最高裁判所」

裁判員に選ばれる前は、「積極的にやってみたい」または「やってみたい」と思っていた方が合計38.4%でしたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計97.4%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます。

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさんに参加していただくことに意義のある制度です。
みなさんの積極的なご参加をお願いします。



裁判所HP
「裁判員制度を調べる」

すっとわかる、裁判員制度なるほどブック

令和8年（2026年）10月改訂版発行　最高裁判所　東京都千代田区隼町4番2号

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。